○国土交通省告示第八百四十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月五日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月五日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北横断自動車道酒田線	酒田市遊摺部字千代世四五八番二から同市遊摺部字千代世一〇〇番六まで	平成二十五年九月六日六時

○国土交通省告示第八百四十三号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月五日　国土交通大臣　太田　昭宏

附則第三項の表一の項及び三のイの項利率欄中「一・三パーセント」を「一・二パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十五年八月九日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○観光庁告示第十六号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、クラブツーリズム株式会社（登録研修機関第三十六号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月五日　観光庁長官　久保　成人

一　代表者の氏名の変更

変更前	岡本　邦夫
変更後	小山　佳延

二　変更の年月日　平成二十五年六月二十四日

○中国地方整備局告示第百三十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者等の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月五日　中国地方整備局長　栗田　悟

一　登録番号　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人島根県建築住宅センター

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	柳原　恒徳
変更後	吉田　恭之

(2)　変更年月日　平成二十五年七月一日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	柳原　恒徳
変更後	松原　三朗

(2)　変更年月日　平成二十五年七月一日

○中国地方整備局告示第百三十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月五日　中国地方整備局長　栗田　悟

一　登録番号　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

岡山県建築住宅センター株式会社

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	横田　博
変更後	中山　雅司

(2)　変更年月日　平成二十五年六月二十一日

○中国地方整備局告示第百三十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月五日　中国地方整備局長　栗田　悟

一　登録番号　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

ハウスプラス中国住宅保証株式会社

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	神田　尚
変更後	熊野　義夫

(2)　変更年月日　平成二十五年六月二十日